

下田市子ども読書活動推進計画

— 第二次計画 —

平成25年3月
下田市教育委員会

目 次

第1章 基本方針	1
1 計画の目的	1
2 計画の流れと期間	1
 第2章 第一次計画の成果及び現状と課題	2
1 家庭における子どもの読書活動の推進	2
2 学校における子どもの読書活動の推進	4
* 静岡県学校図書館調査—下田市報告参考	6
3 保育所・幼稚園における子どもの読書活動の推進	9
4 下田市立図書館における子どもの読書活動の推進	10
5 子育て支援関係における子どもの読書活動の推進	16
 第3章 第二次計画努力目標	17
1 努力目標一覧（数値目標）	17
2 第二次計画の実現を目指して	18
 参考資料	19

第1章 基本方針

1 計画の目的

『子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）』第2条基本理念において、「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることをかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とあります。まさにこの計画を策定し推進する使命と意義がここに集約されています。下田市においてもこの基本理念を土台に、市内小中学校・保育所・幼稚園・地域子育て支援センター等、子ども読書活動推進計画に係わる全関係機関と協働し、第一次計画の進捗状況をふまえ更なる読書環境の整備を進めることを目的とします。

2 計画の流れと期間

「下田市子ども読書活動推進計画」（第一次計画）の策定までの経緯

- 平成13年12月 議員立法により「子どもの読書活動の推進に関する法律（法律第154号）」が制定
- 平成14年8月 同法第8条第1項の規定により、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定
- 平成15年1月 同法第9条第1項第2項の規定により、静岡県教育委員会内関係各課の担当で県の計画づくりの準備に入る。＜主管課は社会教育課、学校教育課（高校、義務、障害）、県立中央図書館＞
- 平成15年4月 静岡県子ども読書活動推進会議を設置
- 平成16年1月 「静岡県子ども読書活動推進計画—『読書県しずおか』をめざして」を策定
- 平成16年9月 県東部地区説明会
- 平成17年10月 下田市内部検討会の準備
- 平成19年4月 下田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱を作成
- 平成20年2月 下田市教育委員会に提出
- 平成20年3月 「下田市子ども読書活動推進計画」（第一次計画）策定
第一次策定以降、「下田市子ども読書活動推進計画第5章1(1)推進計画の評価」に基づき、毎年度下田市立図書館協議会において進捗状況を把握及び施策の検討を行う。
- 平成23年3月 「静岡県子ども読書活動推進計画第二次」の策定

「下田市子ども読書活動推進計画－第二次計画－」

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、国の基本的な計画及び静岡県の推進計画（第二次）を基本とし、「第4次下田市総合計画 2011 年⇒2020 年」との整合性を図りつつ、市役所関係各課と連携しながら計画を推進することとします。

また、この推進計画は平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とし、平成 28 年度末を目途に、計画の進行状況を踏まえて見直しを図ります。

第2章 第一次計画の成果及び現状と課題

1 家庭における子どもの読書活動の推進

＜第一次概要＞

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、家庭における読書の位置付けは非常に重要です。乳幼児期であれば家庭での絵本の読み聞かせは、言語の獲得や豊かな心情を形成するばかりか、将来の読書習慣の基礎を形成する上においても欠くことができません。また、家庭の中で大人が読書する習慣が確立されている場合、子どもの読書時間も確保され、より多くの本との出会いを提供してくれる契機となります。まずは家庭においては大人が本のすばらしさを再認識し、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に読書をしたり、読書を通じて感じたことを子どもと話し合ったりするなど、読書に対する興味・関心を引き出すように働きかけることが望まれます。

＜現状＞

- ・ 健康増進課主催の「離乳食教室」後に市役所検診室において、市立図書館主催の 5 ヶ月児の母子を対象にしたファーストブック¹事業を実施。月齢の低い時からの読み聞かせの重要性を保護者に啓発しています。
- ・ 市立図書館主催のおはなし会を開催。季節やテーマを決めたおはなし会をボランティアグループの協力を得て、定期的に開催し親子で楽しむ場を提供しています。
- ・ 下田市地域子育て支援センターでは、9 月～3 月の間に月 3 回「年齢別ルーム」を開催し、年齢にあった本をお母さん達に紹介して子どもを膝に乗せて読み聞かせを行う機会を設けたり、大型絵本やしかけ絵本を紹介して絵本の楽しさを伝えたりしています。

¹ ファーストブック

保護者と赤ちゃんが絵本を介してゆっくりと触れ合い、心を通わせて信頼関係をつくって欲しいとの願いから、1992 年（H4）イギリスから始まり 2000 年（H12）日本に紹介され、全国の各自治体で取組が始まりました。下田市では平成 20 年 4 月から健康増進課と協力し、離乳食教室参加者（5 ヶ月児母子）を対象に、絵本の読み聞かせと同時に絵本 1 冊・図書館バック 1 袋をプレゼントしています。

<課題>

- ・ 家庭での保護者による子どもへの読み聞かせは、忙しい子育ての中で母親だけでなく家族全体で、いかに乳幼児期からの読み聞かせが大切かその重要性を認識し、係わっていくように伝えていくことが大切です。
- ・ おはなし会への参加者の低年齢化が進み、小学校中学年以上の参加者が減少しているため、小学校中学年以上の子どもと親が参加するようなおはなし会の開催をボランティアの皆さんと相談し工夫していくことも必要です。

<施策の方向>

① 保護者に対する啓発の推進

- ・ 保護者が集まる機会を利用し、家族全体が理解を持った上で家庭で行う読み聞かせや読書の重要性について、市立図書館・保育所・幼稚園・学校・下田市地域子育て支援センター等が協力して、保護者の皆様に理解していただくよう努めます。

② 年齢に合わせた本の紹介及び選書の援助

- ・ 保護者が子どもに読み聞かせを行うための本を選書しやすいように、本の紹介リストの作成と配布などに努めます。

【参考】

子ども読書活動アンケート調査結果一覧 （対象：保育所・幼稚園、小2、小5、中2）

		小学校2年 162人	小学校5年 190人	小学校合計 352人	中学校2年 175人	幼稚園・保育所 39人	合計 566人
Q1	あなたは本を読むことが好きですか。 (好きだと答えた人数)	145人 (90%)	138人 (73%)	283人 (80%)	138人 (79%)	37人 (95%)	458人 (81%)
Q2	家で1週間に1度は本を読みますか。 (読むと答えた人数)	146人 (90%)	161人 (85%)	307人 (87%)	161人 (92%)	33人 (85%)	501人 (89%)
Q3	1ヶ月に何冊本を読みますか。						
	まったく読まない	1人 (1%)	4人 (2%)	5人 (1%)	27人 (15%)	2人 (5%)	34人 (6%)
	1～5冊	40人 (24%)	81人 (43%)	121人 (34%)	90人 (51%)	14人 (36%)	225人 (40%)
	6～10冊	26人 (16%)	62人 (33%)	88人 (25%)	40人 (23%)	15人 (39%)	143人 (25%)
	11冊～15冊	19人 (12%)	25人 (13%)	44人 (13%)	8人 (5%)	2人 (5%)	54人 (10%)
	16冊以上	76人 (47%)	18人 (9%)	94人 (27%)	10人 (6%)	6人 (15%)	110人 (19%)
Q4	0才～に6才までに週3回以上読み聞かせをしてもらっていましたか？ (はいと答えた人数)	79人 (49%)	112人 (59%)	191人 (54%)	73人 (42%)	17人 (12%)	281人 (50%)

2 学校における子どもの読書活動の推進

＜第一次概要＞

小中学校において、子どもの豊かな読書活動を保障するためには、多様な興味・関心に応えることのできる魅力ある図書の整備と充実を図っていくことが重要です。また、各教科や総合的な学習の時間等において、多様な教育活動を展開していく上でも、図書の充実が求められています。そして、子どもの豊かな読書活動を保障する上では、図書の充実とともに、学校図書館の役割も重要です。学校図書館は、子どもの自由な読書活動や読書指導、さらには学習や読書に対する興味関心を呼び起こす場としての機能を有します。子どもたちにとって魅力ある学校図書館にするために、環境構築の充実を図る必要があります。

＜現状＞

- ・ アンケート調査結果によると小中学校ともに、朝読書、読み聞かせ等、全校で取り組む読書活動は、各校が継続的に読書に親しむための実践を積んで来た結果、どの学校も 100%の成果を出しています。
- ・ 「静岡県学校図書館調査」結果から下田市の学校図書館に係る現状をみると、人的配置の重要性及びハード面での充実等の課題が明確になっています。(P6～9 調査結果一覧を参照)

＜課題＞

- ・ 学校図書館司書²等の人的配置が不可欠であり、今後の大きな課題となっています。
- ・ 学校図書館へのコンピューター整備など、ハード面の充実が不可欠な課題となっています。

＜施策の方向＞

① 学校図書館の機能の強化

- ・ 学校図書館を「読書センター³」とするべく、機能の充実を図ります。特に「学習情報センター⁴」として調べものもできるし、ゆっくり読書もできるといった両方

² 学校図書館司書

学校図書館の仕事に携わっている事務職員の総称。その採用にあたっては司書あるいは司書教諭の資格を問われることが多い。国レベルでの制度的な根拠はないが、自治体によっては学校図書館司書の配置を条例で定めているところもある。

³ 読書センター

児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場。学校における読書活動の多様化とその普及・定着を図る役割がある。

⁴ 学習情報センター

児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与するための場。

の機能の実現を目指します。そのためには、学校図書館司書の配置など専任職員の配置は不可欠であり、その実現のため関係機関への理解と協力が得られるように努めます。

② 学校図書館の資料・設備の充実

- ・ 学校での読書活動及び授業での図書資料の有効活用を充実させるために、市立図書館の団体貸出⁵を積極的に利用し幅広い資料の活用に努めます。
- ・ 学校図書館にインターネットが使えるパソコンを設置し、児童生徒が利用しやすい環境づくりを図ります。

③ 学校図書館の情報化

- ・ 市内全小中学校の学校図書館の蔵書をデータベース化し、市立図書館と各学校図書館とのネットワーク化を図ることで、各館の蔵書情報にアクセスする環境が整備され、図書資料の有効活用・授業への援助・児童生徒の読書活動の促進等へと繋がります。その実現のため関係機関への理解と協力が得られるように努めます。

④ 教育関係者の意識の向上

- ・ 学校における読書活動の重要性に対し教職員の認識を高めるとともに、共通理解のもと校内の協力体制の充実を図ります。

⑤ 学校図書館ボランティアとの連携

- ・ 保護者やボランティアグループの協力により、読み聞かせなど読書活動の活性化を図ります。
- ・ 学校図書館内の廃棄を含む蔵書整理・図書の配置の工夫など、児童生徒が利用しやすい環境づくりを、保護者や地域住民によるボランティアの協力を得て推進します。

⑥ 各関係機関との連携の強化

- ・ 市立図書館等、各関係機関との連絡体制を図り、読書活動推進事業に関する協力を促進し連携の強化に努めます。

⁵ 団体貸出（市立図書館貸出事業の一環）

保育所・幼稚園・学校・読書会などの団体が対象で、上限 50 冊、1 ヶ月借りることができる。貸出を量的にも面的にも拡大することで、住民の中に図書館サービスを広げ、読書活動を促進することができる。

【参考】

＜静岡県学校図書館調査一下田市報告＞

【Ⅰ 学校図書館における人的整備の状況】

司書教諭、学校図書館担当職員の配置状況（平成 24 年 5 月 1 日現在）

	司書教諭…発令あり	司書教諭…発令なし
小学校	1	6
中学校	0	4

	学校図書館担当職員…配置あり	学校図書館担当職員…配置なし
小学校	0	7
中学校	0	4

【Ⅱ 学校図書館における物的整備の状況】

(1)蔵書状況（平成 23 年度末現在）

	学校図書館図書標準の冊数	平成 22 年度末の学校図書館図書の冊数	平成 23 年度中の購入冊数	平成 23 年度中の寄贈冊数	平成 23 年度中の廃棄冊数	平成 23 年度末の学校図書館図書の冊数	増加冊数
小学校	41,240	32,629	1,207	845	3,105	31,576	－1,053
中学校	26,000	28,414	323	214	90	28,861	447

(2)学校図書館図書標準の達成状況（平成 23 年度末現在）

	状況				図書標準 ⁶ を達成している学校数	不足冊数
	25%未満の学校数	25～50%未満の学校数	50～75%未満の学校数	75～100%未満の学校数		
小学校	0	1	2	2	2	11,595
中学校	0	0	0	3	1	3,017

(3)百科事典や図鑑などの共通教材の配備状況（平成 23 年度末現在）

	百科事典や図鑑などセット配備している学校数	百科事典や図鑑の配備の状況				
		配備校における配備しているセット数	左記セット数について、刊行後の経年数別内訳			
			10年以上	5年以上	3年以上	3年未満
小学校	7	35	27	3	0	5
中学校	3	7	3	3	0	1

⁶ 図書標準

学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成 5 年 3 月に定められたもの。

(4) 点字図書、拡大図書、音声図書、電磁的記録による図書のタイトル数（平成 23 年度末現在）

	点字図書	拡大図書 (大活字図書)	音声図書 (録音図書)	電磁的記録（電子 媒体）による図書
小学校	0	10	0	0
中学校	0	0	0	0

(5) 蔵書のデータベース化の状況（平成 24 年 5 月 1 日現在）

	蔵書をデ ータベ ース化して いる学校 数	状況					当該電子 管理を 活用して貸 出・返却を 行っている 学校
		25 % 未 満 の学校数	25 ～ 50 % 未 満 の 学 校数	50 ～ 75 % 未 満 の 学 校数	75 ～ 100 % 未 満 の 学 校数	100 % の学 校数	
小学校	3	1	2	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0	0	0

(6) 学校図書館へのコンピューター整備（平成 24 年 5 月 1 日現在）

	児童生徒が使用可能な コンピューターを整備 している学校数	整備状況	
		児童生徒が使用可能な コンピューターの整備 台数	うちインターネットに 接続している台数
小学校	1	11	11
中学校	0	0	0

(7) 新聞の配備状況（平成 24 年 5 月 1 日現在）

	学校図書館に新聞を配 備している	配備している新聞の紙 数	平成 23 年度決算額 (千円)
小学校	2	2	17
中学校	0	0	0

【Ⅲ読書活動の現状（平成 24 年 5 月 1 日現在）】

(1) 全校一斉の読書活動の実施状況

	全校一斉の読 書活動を実施 している学校 数	内訳			
		始業前に実施	授業中に実施	昼休み・放課後 に実施	その他
小学校	7	6	0	0	1
中学校	4	4	0	0	0

全校一斉の読書活動の実施頻度

	毎日実施	週に数回実施	週に1回実施	月に数回程度実施	その他
小学校	0	6	1	0	0
中学校	3	1	0	0	0

(2) 全校一斉読書以外の読書活動推進のための取組の状況

	全校一斉読書を実施	具体的取組（複数回答可）							学校図書館に関する広報活動を実施している
		図書の見聞かせ	ブックトークを実施	必読書コーナー、推薦図書コーナーを設置	目標とする読書の設定	校種間の連携による取組を実施（中学生が小学生に読み聞かせを行う等）	家庭における読書活動への支援（親子読書会の開催等）	その他	
小学校	7	7	1	2	2	0	4	2	2
中学校	3	0	1	1	1	0	0	0	0

(参考) 一斉読書および一斉読書以外の読書推進活動の実施状況（平成24年5月1日現在）

	一斉読書、一斉読書以外の読書推進活動の実施状況別学校数				
	一斉読書…実施 一斉読書以外…実施	一斉読書…実施 一斉読書以外…未実施	一斉読書…未実施 一斉読書以外…実施	一斉読書…未実施 一斉読書以外…未実施	
小学校	7	0	0	0	
中学校	3	1	0	0	

(3) 学校図書館全体計画策定の状況（平成24年5月1日現在）

	策定している学校数
小学校	4
中学校	1

(4) ボランティアの活用状況

	ボランティアを活用している学校数	内訳（複数回答可）				
		配架や貸出・返却業務等、図書館サービスに係る支援	学校図書館の書架見出し、飾りつけ、図書の修繕等支援	読み聞かせ、ブックトーク等、読書活動の支援	学校図書館の地域開放の支援	その他
小学校	6	1	3	6	0	1
中学校	1	0	1	0	0	0

(5) 公共図書館との連携状況

	公共図書館との連携を実施している学校数	内訳（複数回答可）			
		公共図書館資料の学校への貸出	公共図書館との定期的な連絡会の実施	公共図書館司書等による学校への訪問	その他
小学校	7	6	0	1	0
中学校	1	1	0	0	0

3 保育所・幼稚園における子どもの読書活動の推進

<第一次概要>

保育所・幼稚園においては、集団生活の中で子どもたちが絵本の読み聞かせや紙芝居などを通して、おはなしの楽しさや驚きを知り、興味や関心の範囲を大きく広げ、読書の楽しさを知る基になる力を育てることに努めます。

<現状>

- ・ 保育所・幼稚園ともに第一次で目指した市立図書館団体貸出の利用について、現状では団体貸出の有効利用まで至っていない状況です。
- ・ 保育所では、まず本で紹介したことを実際にやってみるなど、現実と本の活用に努めました。一例としては、絵本から季節に合ったものを選び、まずは絵本で稲の成長を見せた後に、実際に稲を植えて収穫までの過程を経験させ、収穫後は図鑑等で米の種類の違いを見るなど、実際にやってみながら有効活用し子どもたちが本と向きあう環境を作ることに努めました。
- ・ 幼稚園では保育所と同じく、生活に結びついて絵本に触れ合わせる機会を持つようにしました。また、保護者のボランティアによる読み聞かせを、月1回実施し幼稚園で読んだ絵本の紹介をお便りで保護者に伝え、幼児からの読み聞かせの重要性を啓発しています。
- ・ 保育所は各クラスに年齢にあった図書を置いていますが、特別コーナーを設置するのは難しい状況です。
- ・ 下田幼稚園ではミニ図書室（約3畳）を設置し家庭教育学級の方々が図書の整理修繕を行っています。

<課題>

- ・ 保育所、幼稚園、市立図書館が連携して、現状の中でも団体貸出等の利用に努めることで図書資料の有効活用を促進し、子どもたちにより多くの絵本等を提供できるように、一層の協力を図ることが課題になっています。
- ・ 保育所・幼稚園ともに既存の施設で読書スペースの確保を推進することは厳しい状況に変わりなく、今後の課題となっています。

＜施策の方向＞

① 関係機関との連携強化と団体貸出利用の促進

- ・ 市立図書館等各関係機関との、読書活動推進事業に関する協力体制の強化に努めます。
- ・ 市立図書館の団体貸出を積極的に利用し、子どもたちへの読み聞かせ活動の充実を図ります。

② 家庭での読書活動の推進

- ・ 家庭で本に親しむことができるような絵本の紹介や、市立図書館等で開催されるおはなし会の情報など、保護者へ読書活動に関する情報を提供し、家庭における幼児期からの読書習慣の育成がいかに大切か啓発します。

③ 職員の資質向上

- ・ 読み聞かせの講習会など読書活動に関係する講習会に積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。

④ 読書スペースの確保

- ・ 絵本コーナーとともに、子どもたちがゆったりと絵本を見ることができるスペースづくりに努めます。

4 下田市立図書館における子どもの読書活動の推進

＜第一次概要＞

子どもの読書活動、さらには市民全体の読書活動を推進する上で、市立図書館の役割は大きなものがあります。しかし利用率は決して高いとはいえない現状です。市立図書館を充実させることは、子どもはもちろんのこと、市民全体の読書活動推進のためには不可欠な重要課題であり、以下の取組を推進することを図ります。

【1】 読書環境の整備

- ・ 図書資料の整備充実
子どもたちや市民の求める新刊などの購入に努めるとともに、新刊本のホームページ上での紹介等その周知に努め、利用率を上げる。
- ・ 図書館の情報化
蔵書公開システム機能を有した図書館システムの導入に努める。
- ・ 専門職員の配置
図書館司書⁷の充実、正規職員司書の配置を図る。
- ・ 利用しやすい環境の整備
施設の改修・改築、駐車場の整備に努める。

⁷ 図書館司書

司書資格を有し、図書館の管理・運営、資料の収集・整理・保管、貸出、レファレンスサービスなどの図書館に固有の専門的業務に従事する者。

【2】 読書活動推進のための取組

- ・おはなし会等の充実
定期的なおはなし会の開催に努める。
- ・推薦図書の紹介
推薦図書を選定し広く公表することで、読書活動の推進を図る。

【3】 読み聞かせボランティア団体等の活動に対する支援

ボランティアによる読み聞かせ団体の活動場所の確保や減免措置など、公共施設の利用に便宜を図り、ボランティア育成のための事業に取り組むなどの支援策を推進する。

【4】 啓発・支援体制の整備

- ・推進計画の評価
毎年、下田市立図書館協議会において、進捗状況を把握するとともに新たな施策の検討を行う。
- ・事業者との連携
市内事業者に対し子どもの健やかな成長に資する書籍の販売等の協力を求め、関係機関との連携を図る。
- ・財政上の措置
「下田市子ども読書活動推進計画」（第一次計画）に掲げられた各種施策を実施するため必要な予算措置を講ずるように努める。

<現状>

【1】 図書資料の整備充実

- ・ 第一次計画策定（平成 20 年 3 月）の翌年度（平成 20 年度）を平成 19 年度と比較すると、貸出人数 12%増、貸出冊数 8.7%増となり、平成 23 年度では貸出人数 30%増、貸出冊数 21%増の成果が出ました。

<参考>

平成 19 年度（第一次計画策定年度）	＝貸出人数 11,156 人 貸出冊数 45,929 冊
平成 20 年度	＝貸出人数 12,545 人（1,389 人増 19 年度比） 貸出冊数 49,934 冊（4,005 冊増 19 年度比）
平成 23 年度	＝貸出人数 14,522 人（3,366 人増 19 年度比） 貸出冊数 55,809 冊（9,880 冊増 19 年度比）

- ・ 新図書館システムを導入したことにより、利用者がインターネットによって図書館を利用できるようになり、図書館独自のホームページを開設し、新刊やイベント等のお知らせの周知が迅速かつ豊富にできるようになりました。
- ・ 新図書館システムの導入で静岡県横断検索システム（おうだんくんサーチ）⁸に参加できるようになり、他館との相互貸借の利用が拡大し、本館で購入できない図書について相互貸借を利用することで、利用者のリクエストに応えることができるようになりました。
- ・ 図書購入予算が平成 19 年度 180 万円に対し、平成 22 年度には 220 万円（40 万円増）と増額しました。図書購入費の増額により、利用者の希望にできるだけ応じることに努め、常に最新のベストセラーをチェックした上で、人気が長く継続し公共の場にふさわしい図書の購入を検討することができるようになりました。

【2】図書館の情報化

- ・ 新図書館システムの導入（平成 22 年 12 月 1 日稼動）により、図書館情報公開システムが構築され、平成 23 年 2 月 1 日から静岡県横断検索システム（おうだんくんサーチ）に参加し、県内の図書館と相互貸借が容易になりました。これにより週 1 回相互貸借を利用できるようになり、利用者の要望に迅速に応えられるようになりました。
- ・ 利用者はインターネットによる情報検索が可能になり、図書館ホームページで蔵書状況等を調べ予約できるようになりました。また、新オーパックや利用者端末の利用といった旧システムになかった機能が加わり、図書の貸出業務等が迅速かつ有効的に運営できるようになりました。

【3】専門的職員の配置

- ・ 平成 20 年度に正規職員司書 1 名が配置されました。その他臨時職員 3 名（内 1 名司書）合計 4 名で運営しています。正職・臨時職ともにできるだけ研修に参加し職員の資質向上を目指しました。

【4】利用しやすい環境の整備

- ・ 平成 23 年 7 月下田市立図書館協議会、平成 23 年 8 月下田市教育委員会定例会において、『新庁舎における新図書館基本構想』の承認を受けました。下田市では、平成 24 年度現在「下田市新庁舎等建設基本構想・基本計画審議会」等で、新庁舎建設（図書館との複合施設）にむけ検討をしました。

⁸ 静岡県横断検索システム（おうだんくんサーチ）

静岡県内の公共図書館、大学・専門図書館などの所蔵する資料を一括して検索できるシステム。希望の図書館資料を近くの図書館を通して閲覧したり借りたりすることができる。

【5】 おはなし会等の充実

- ・ 市内で活動しているボランティアグループの協力で、おはなし会を定期的に行うことができました。また、講師を招いて図書館が学校に出向き開催する読書イベントや、NPO 主催或いは講談社主催といった、普段では見ることができないおはなし会を開催しました。

<参考>

図書館主催のおはなし会の実績

平成 19 年度 2 グループ	計 4 回	(第一次計画策定年度)
平成 20 年度 3 グループ 1 個人	計 8 回	
平成 23 年度 4 グループ 1 個人	計 9 回	

【6】 推薦図書の紹介

- ・ 市立図書館では、ホームページの蔵書情報で図書館が選んだおすすめ本の一覧や、ベストリーダー⁹・ベストオーダー¹⁰の一覧を見ることができます。
- ・ 下田市広報の新刊日より掲載の他、毎月テーマを決めて設置した特集コーナーが、新聞社やテレビ局の報道協力により広く周知されています。
- ・ 館内においては、ヤングアダルト¹¹コーナー、学年別おすすめ本コーナー、利用者からの『わたしのおすすめ本』メモ掲示コーナー、図書館職員が選んだピックアップ本コーナーなどを設置し、利用者の選書に役立つ工夫をしています。
- ・ 特に児童本の配架では、字が読めない小さい子どものために、ひと目でわかるように絵をつけた表示の差込をしています。例えば犬や猫あるいはお姫さまの絵本を集め、そこに犬や猫やお姫さまを描いた表示の差込を入れています。また、人気があって貸出の多い図書は一箇所に集め、わかりやすく表示するなど、できるだけ利用しやすい工夫をしています。

【7】 読み聞かせボランティア団体等の活動に対する支援

- ・ 読書活動推進に係わるボランティアグループの活動に積極的に係わり、会場使用等の便宜を図るなど協力しました。

⁹ ベストリーダー

ある期間において貸出の多かった資料。

¹⁰ ベストオーダー

ある期間において予約の多かった資料。

¹¹ ヤングアダルト

公式の規定はないものの「公共図書館におけるヤングアダルト（青少年）サービス実態報告」（日本図書館協会・1993）では、13 歳から 18 歳（中学生と高校生にあたる学齢）の利用者とみなしている。

【8】 推進計画の評価

- ・ 平成 20 年度から毎年度第 2 回下田市立図書館協議会において、「下田市子ども読書活動推進計画」（第一次計画）の進捗状況を把握する機会を設けてきました。

【9】 事業者との連携

- ・ 市立図書館では、平成 20 年度からファーストブック事業を開始し、5 ヶ月児の母子を対象に絵本 1 冊と図書館バック 1 袋をプレゼントしています。図書館バックの購入は社会福祉法人覆育会すぎのこ作業所（就労継続支援事業所）にお願いし、5 ヶ月児の保護者に事業所を紹介しながら配布しました。

【10】 財政上の措置

- ・ 平成 20 年度新規事業としてファーストブック事業の開始、平成 22 年度図書購入費 40 万円の増額、平成 22 年度図書館新システムの導入等、図書館機能の充実のため予算措置をお願いし事業の実現に努めました。

<課題>

- ・ 新庁舎建設（図書館との複合施設）による新図書館建設の実現が大きな課題です。
- ・ 図書館司書の増員、正規職員の後継者育成が必要です。
- ・ 保育所・幼稚園・小中学校・下田市地域子育て支援センターとの連携を強化し、団体貸出などによる図書資料の有効活用やおはなし会への参加者募集の協力などを促進する必要があります。
- ・ ボランティアグループと協力し、より親子で楽しめるようなおはなし会を工夫することも必要です。
- ・ ファーストブック事業の効果を親子が継続して実施するように応援する必要があります。

<施策の方向>

【1】 図書館施設の整備・資料の充実

① 図書館施設の充実

- ・ 新庁舎（図書館との複合施設）建設による新図書館建設の実現を目指します。そのために必要な予算措置を講ずるよう努めます。

② 図書資料の充実

- ・ 乳幼児から高齢者まで市民のニーズに応えるべく、図書資料の充実を図ります。

【2】市立図書館と学校図書館のネットワーク化の実現

- ・ 市立図書館と各学校図書館とのネットワーク化を実現するため、関係機関への理解と協力が得られるように努めます。

【3】読書活動推進のための取組

① 関係機関との連携の強化

- ・ 保育所・幼稚園・小中学校・下田市地域子育て支援センターなど関係機関との密接なコミュニケーションを心がけ、同じ目的を持って読書活動を推進することを図ります。

② 団体貸出の利用促進

- ・ 団体貸出などの効果的な活用方法を工夫し推進します。

③ 読書活動への理解促進

- ・ 保護者に対し読書習慣がいかに大切か理解してもらうために、ファーストブック事業等を通して読み聞かせへの意識向上に努めます。

④ 読書ボランティア団体との連携

- ・ より多くの子どもたちにおはなしの楽しさを知ってもらうために、ボランティアグループ等と協力し、おはなし会等の実施促進を図ります。

⑤ 推進計画の評価

- ・ 下田市立図書館協議会において、毎年度各関係機関の読書活動推進計画に係る取組の進捗状況を把握するとともに、より良い活動を推進するために評価し検討することに努める。

【4】職員体制の充実と資質向上

① 職員体制の充実

- ・ 多様化する利用者のニーズに的確迅速に応えるためにも、図書館司書の増員を求め、継続的な正規職員の配置に努めます。

② 職員の資質向上

- ・ 図書館職員の資質向上のため研修会に積極的に参加し、職員の意識高揚と専門的知識の向上を図ります。

4 子育て支援関係における子どもの読書活動の推進

<概要>

下田市では、乳幼児の健やかな成長と保護者の皆様の安心した子育ての環境づくりを支援するため、下田市地域子育て支援センター（平成 22 年 4 月 12 日開所）を設置し、親子で自由に交流できる場や子育てに関する相談、情報の提供などの活動を実施しています。

<現状>

- ・ 事業対象者は就学前までの親子で、活動内容の中には読書活動及び乳幼児からの読み聞かせの大切さを啓発する活動等があります。

<課題>

- ・ 親と子がいかに本を通して触れ合ってもらえるか、試行錯誤しながら、いろいろな教室を企画し実施しているところです。

<施策の方向>

① 読書活動への理解促進

- ・ 読書活動推進に係わる各関係機関と連携し、子育て支援を通して、保護者に親子で本を通して触れ合う重要性を認識してもらうように努めます。そのために効果的な教室の企画や内容の工夫を図ります。

② 団体貸出の利用促進

- ・ 図書資料の有効活用を促進するため、市立図書館の団体貸出を積極的に利用し、連携の強化を図ります。

③ 職員の資質向上

- ・ 読み聞かせなど職員の能力向上のために研修等に積極的に参加し、職員の資質向上を図ります。

第3章 第二次計画努力目標

1 【 努力目標一覧（数値目標一覧） 】

目標項目	下田市				静岡県（H25）	
	現状（H24）		目標（H28）			
本を読むことが好きだと答えた児童・生徒の割合	幼・保	95%	幼・保	97%	80%	
	小	80%	小	82%		
	中	79%	中	81%		
1週間に1度は家庭で本に親しむ子どもの割合	幼・保	92%	幼・保	95%	80%	
	小	87%	小	90%		
	中	85%	中	90%		
0～6歳までに週3回以上家庭で読み聞かせをしてもらった児童・生徒の割合	幼・保	12%	幼・保	20%	—	
	小	54%	小	60%		
	中	42%	中	50%		
1ヶ月の目標読書冊数	幼・保	22冊	幼・保	30冊	幼・保	—冊
	小	9冊	小	15冊	小	8冊以上
	中	6冊	中	10冊	中	4冊以上
朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校数の割合	100%		100%		100%	
図書標準を達成している学校数の割合	小	31%	小	50%	75%	
	中	25%	中	50%		
司書教諭が読書指導や学校図書館機能を活用した授業の支援等を行う時間を位置付け、実施している学校の割合	0%		50%		100%	
「子ども読書の日」（4月23日）に関連して読書啓発に取り組んだ学校、市立図書館の割合	幼・保	0%	幼・保	50%	幼・保	—%
	小	23%	小	50%	小	70%
	中	25%	中	50%	中	70%
	図書館	100%	図書館	100%	図書館	85%
「読書週間」（10月27日～11月9日）に関連して読書啓発に取り組んだ学校、市立図書館の割合	幼・保	50%	幼・保	100%	幼・保	—%
	小	100%	小	100%	小	100%
	中	50%	中	100%	中	100%
	図書館	100%	図書館	100%	図書館	100%
読書活動や学校図書館活用の計画などを作成している学校の割合	幼・保	50%	幼・保	70%	70%	
	小	85%	小	90%		
	中	25%	中	50%		

2 第二次計画の実現を目指して

第一次計画で明らかになった今後の課題を踏まえ、第二次計画を実行するためには、子どもの読書推進活動に係わる全ての機関が、同じ目的意識の基に、連携を推進し協力体制を強化していく必要があります。そのためには、各関係機関が情報交換を行い、協働体制を構築するということが重要であり、その実現に努めます。

また、第二次計画で目指した課題、各事業を実施するために必要な予算措置等を講ずるよう努めます。

参 考 資 料

・ 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）	20
・ 子どもの読書活動の推進に関する法律の施行について（通知）	23
・ 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について（通知）	28
・ ユネスコ公共図書館宣言	31
・ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準 （平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）	35
・ 学校図書館法	46
・ 学校図書館図書標準	48

子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

子どもの読書活動の推進に関する法律の施行について（通知）

13文科ス第369号

平成13年12月12日

各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
国立久里浜養護学校長
国立教育政策研究所長
放送大学長
日本芸術文化振興会長
各都道府県教育委員会
各政令指定都市教育委員会
各都道府県知事
各政令指定都市市長
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長
独立行政法人国立青年の家理事長
独立行政法人国立少年自然の家理事長
独立行政法人国立女性教育会館理事長
独立行政法人国立特殊教育総合研究所理事長
独立行政法人教員研修センター理事長
独立行政法人国立科学博物館理事長
独立行政法人国立博物館理事長
独立行政法人国立美術館理事長
独立行政法人国立国語研究所長
殿

文部科学事務次官

小 野 元 之

先の第153回国会において、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「法」という。）が成立し、別添のとおり、平成13年12月12日付けをもって、法律第154号として公布され、同日施行されました。

その制定の目的、内容及び留意事項は、左記のとおりですので、十分に御了知の上、子どもの読書活動の推進に向けた御理解と取組をお願いします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、市町

村長、所管又は所轄の学校及び学校法人、関係団体等に対しても、本法の制定の目的、内容等について御周知くださいますようお願いいたします。

なお、本法については、附帯決議がなされておりますので、あわせて通知します。

記

第1 目的(法第1条関係)

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものであること。

第2 内容

1 基本理念(法第2条関係)

子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないこと。

2 国及び地方公共団体の責務(法第3条及び第4条関係)

(1) 国は、前記一の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。(法第三条関係)

(2) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。(法第四条関係)

3 事業者の努力(法第5条関係)

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

4 保護者の役割(法第6条関係)

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

5 関係機関等との連携強化(法第7条関係)

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

6 子ども読書活動推進基本計画(法第8条関係)

(1) 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならないこと。(第1項関係)

(2) 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。(第2項関係)

(3) 前記(2)は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用すること。(第3項関係)

7 都道府県子ども読書活動推進計画等(法第9条関係)

(1) 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならないこと。(第1項関係)

(2) 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならないこと。(第2項関係)

(3) 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動

推進計画を策定したときは、これを公表しなければならないこと。(第3項関係)

(4) 前記(3)は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用すること。(第4項関係)

8 子ども読書の日(法第10条関係)

(1) 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設けること。(第1項関係)

(2) 子ども読書の日は、4月23日とすること。(第2項関係)

(3) 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこと。(第3項関係)

9 財政上の措置等(法第11条関係)

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

10 施行期日(附則関係)

この法律は、公布の日から施行すること。

第3 留意事項

1 国においては、子ども読書活動推進基本計画を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施していくこととしているが、各地方公共団体においても、当該地域における子どもの読書活動の推進状況等の実情を踏まえ、自主的判断により、子ども読書活動推進計画を策定し、関連施策を推進するよう努められたいこと。

2 国においては、子ども読書の日趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業を実施することとしているが、各地方公共団体においても、当該地域の実情等に応じて、自主的判断により、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努められたいこと。

第4 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について（通知）

14文科ス第210号

平成14年8月9日

各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
国立久里浜養護学校長
国立教育政策研究所長
放送大学長
日本芸術文化振興会長
各都道府県教育委員会
各都道府県知事
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長
独立行政法人国立青年の家理事長
独立行政法人国立少年自然の家理事長
独立行政法人国立女性教育会館理事長
独立行政法人国立特殊教育総合研究所理事長
独立行政法人教員研修センター理事長
独立行政法人国立科学博物館理事長
独立行政法人国立博物館理事長
独立行政法人国立美術館理事長
独立行政法人国立国語研究所長
殿

文部科学省スポーツ・青少年局長

遠藤 純一郎

文部科学省生涯学習政策局長

近藤 信司

文部科学省初等中等教育局長

矢野 重典

このたび、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、平成14年8月2日に、別添のとおり、「子どもの読書

活動の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定されました。

本基本計画は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が策定するもので、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境の整備を推進する観点から、平成14年度からおおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示したものであります。

その内容は、「家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供」、「図書資料の整備などの諸条件の整備・充実」、「学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取組の推進」、「社会的気運醸成のための普及・啓発」等となっています。

政府においては、本基本計画に基づき、関係府省等の緊密な連携の下、子どもの読書活動の推進に関する施策の一層の充実を図っていくこととしております。

ついては、本基本計画の内容等を踏まえ、子どもの読書活動の推進のための取組が一層適切に行われるよう御配慮をお願いします。

特に、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては、下記の点に御留意の上、子どもの読書活動の推進に関する施策の一層の推進に努められるようお願いいたします。

あわせて、このことについて、域内の市町村教育委員会及び市町村長に周知していただくようお願いします。また、所管又は所轄の学校、図書館その他の教育機関及び学校法人、関係団体等に対しても本基本計画の内容等を周知していただくようお願いします。

記

1 子ども読書活動推進計画の策定

都道府県は、法第9条第1項の規定に基づき、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、「都道府県子ども読書活動推進計画」を策定するよう努められたいこと。

市町村は、法第9条第2項の規定に基づき、基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定するよう努められたいこと。

2 図書館における子どもの読書活動の推進

公立図書館は、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、ボランティアの参加の促進、障害のある子どもに配慮した図書館サービスの充実により、子どもの読書活動の推進に努められたいこと。

また、必要な図書資料の計画的な整備及び児童室等子どもが読書を行うために必要なスペースの確保等に努められたいこと。

3 学校における子どもの読書活動の推進

学校においては、読み聞かせや「朝の読書」、各学校が目標を設定する取組などを通じて、子どもの読書に親しむ態度を育成し、読書習慣の形成が図られるよう努められたいこと。

4 図書館の設置促進

都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することを踏まえ、域内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村立図書館の設置及び運営に対する指導、助言等を計画的に行われたいこと。

市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努められたいこと。

5 学校図書館の蔵書の充実

学校図書館は、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動、読書活動を推進していく上で、また、総合的な学習の時間などにおいて多様な教育活動を展開していく上で、重要な役割を果たすものであり、各学校においては学校図書館の蔵書を充実するよう努められたいこと。特に、公立義務教育諸学校においては、学校図書館図書整備5か年計画（平成14年度から平成18年度まで）の地方交付税措置の活用などにより、蔵書の充実を図り、学校図書館図書標準の早期の達成に努められたいこと。

6 学校図書館司書教諭の配置の促進

学校図書館法の規定により、平成15年4月以降、12学級以上の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（前期課程・後期課程）及び盲・聾・養護学校（小学部・中学部・高等部）には、必ず司書教諭を置くこととされており、有資格者の計画的な養成・配置及び円滑な発令が進むよう努められたいこと。

7 「子ども読書の日」を中心とする啓発広報の推進

「子ども読書の日」（4月23日）の趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業の実施に努めるとともに、学校、図書館などの関係機関や関係団体との連携を図りながら、広く啓発広報を推進するよう努められたいこと。

8 推進体制の整備

子どもの読書活動の推進に関し、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組を推進する観点から、連携・協力の具体的方策の検討や関係者間の情報交換などを行うため、学校、図書館、教育委員会、健康・福祉行政担当部局等の関係行政機関、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制を整備するよう努められたいこと。

ユネスコ公共図書館宣言 1994年

UNESCO Public Library Manifesto 1994

1994年11月採択

原文は英語

社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現在の傾向や社会の進展

が反映されていなければならない。

蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

財政、法令、ネットワーク

＊ 公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

＊ 図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。

＊ 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

＊ 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。

＊ 関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。

＊ 地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

＊ 図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。

＊ 図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを実践を行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。

＊ 利用者がすべての資料源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利

用者教育の計画が実施されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日
文部科学大臣 田中眞紀子

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

- （一） 基本的運営方針及び事業計画
- （二） 運営の状況に関する点検及び評価等
- （三） 広報活動及び情報公開
- （四） 開館日時等
- （五） 図書館協議会
- （六） 施設・設備

2 図書館資料

- （一） 図書館資料の収集等
- （二） 図書館資料の組織化

3 図書館サービス

- （一） 貸出サービス等
- （二） 情報サービス
- （三） 地域の課題に対応したサービス
- （四） 利用者に対応したサービス
- （五） 多様な学習機会の提供
- （六） ボランティア活動等の促進

- 4 職員
 - (一) 職員の配置等
 - (二) 職員の研修
- 二 都道府県立図書館
 - 1 域内の図書館への支援
 - 2 施設・設備
 - 3 調査研究
 - 4 図書館資料
 - 5 職員
 - 6 準用
- 第三 私立図書館
 - 一 管理運営
 - 1 運営の状況に関する点検及び評価等
 - 2 広報活動及び情報公開
 - 3 開館日時
 - 4 施設・設備
 - 二 図書館資料
 - 三 図書館サービス
 - 四 職員

第一 総則

一 趣旨

1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。

2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サー

ビス網の整備に努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

（三）地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

（四）利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア （児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ （高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ （障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ （乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ （外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ （図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

（一）職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の 2 に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じ、それらの図書館への支援に努めるものとする。

- ア 資料の紹介、提供に関すること
- イ 情報サービスに関すること
- ウ 図書館資料の保存に関すること
- エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
- オ 図書館の職員の研修に関すること
- カ その他図書館運営に関すること

- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 1 の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 2 に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の 6 により準用する第二の一の 4 の(一)に定める職員のほか、第二の二の 1、3 及び 4 に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

学校図書館法（昭和28年法律第185号）抄

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

二 学校図書館（国立学校の学校図書館を除く。）の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

○学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）

学校図書館法附則第二項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とを合計した数）が十一以下の学校とする。

附 則

この政令は、公布の日（平成九年六月十一日）から施行する。

学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたものである。

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

ウ 盲学校(小学部)

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,600
3～6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$

エ 盲学校(中学部)

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$

オ 聾学校(小学部)

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,520
3～6	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

カ 聾学校(中学部)

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

キ 養護学校(小学部)

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,520
3～6	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

ク 養護学校(中学部)

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

※例えば、小学校で18学級の場合…………… 10,360冊
 中学校で15学級の場合…………… 10,720冊
 養護学校小学部で15学級の場合…… 3,752冊 } 9,288冊
 養護学校中学部で8学級の場合…… 5,536冊